

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します  
**中小企業特定施設等災害復旧費補助金**

**(なりわい再建支援事業)**

倒壊した施設の建て替えをしたい  
壊れた施設・設備の修繕をしたい

**【補助対象者】**

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

**【補助対象経費】**

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

**【補助上限】**

・石川県内の事業者

⇒ 15億円

一部5億円まで定額補助※

・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3億円

一部1億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

**【補助率】**

・中小企業・小規模事業者

⇒ 3 / 4 以内、一部定額補助

・中堅企業等

⇒ 1 / 2 以内、一部定額補助

**【公募スケジュール】**

石川県：1次公募 令和6年2月28日（水）～ 令和6年3月13日（水）

※2次公募は令和6年4月1日（月）開始予定

富山県：1次公募 令和6年2月28日（水）～ 令和6年3月15日（金）

※2次公募は令和6年4月中旬開始予定

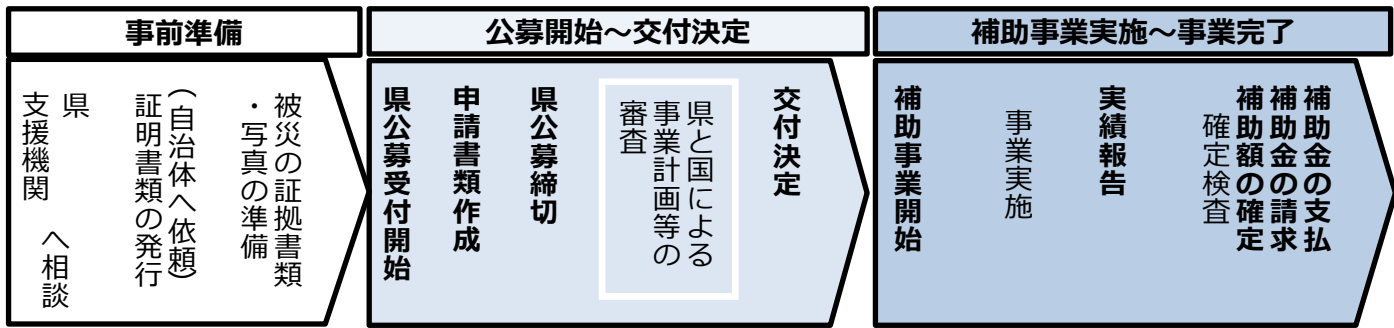
福井県：1次公募 令和6年3月1日（金）～ 令和6年3月29日（金）

※2次公募は令和6年4月1日（月）開始予定

新潟県：1次公募 令和6年3月5日（火）～ 令和6年3月29日（金）

※2次公募は令和6年4月上旬開始予定

# 事前準備から事業終了までの流れ



※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

## 【交付申請に必要な主な書類】

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各県税事務所の窓口で取得してください
3	財務諸表(直近1年分)	貸借対照表及び損益計算書 確定申告書の写し収支計算書等
4	見積書一覧表	(施設・設備それぞれ別に作成)
5	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上の相見積もり 見積書不足理由申立書(2者以上 ない場合)
6	施設・設備の位置図及び敷地内配置図等	
7	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、 面積のわかる詳細図	建て替えを行う場合
8	設備の入替えを行う場合は、修理不能であることの証明書、 設備比較証明書	

### 想定活用事例①

※ 太字が本補助金の対象経費

当該地震により、製造業の要となる、工場の建物や製造ラインの設備が損壊。**工場の建物と製造ラインの設備の修繕**を行った。

### 想定活用事例②

当該地震により、建物が倒壊してしまった。同じ土地に同様の建物の**建て替え**を行い、再建を図った。

## 【お問い合わせ先】

### 石川県内の事業者

石川県なりわい再建  
支援補助金事務局  
0570-076-225



### 富山県内の事業者

被災事業者復旧等  
支援窓口  
076-444-3962



### 福井県内の事業者

福井県 産業労働部  
経営改革課  
0776-20-0367



### 新潟県内の事業者

新潟県 産業労働部  
地域産業振興課  
025-280-5235

